

令和7年度 第2回
加古川市地域公共交通会議

議 案 書

日 時 令和8年1月19日（月）午前10時から
場 所 加古川市役所新館10階 大会議室

会議次第

1 開会

- ・会議の趣旨
- ・委員の紹介
- ・出席状況報告

2 協議

協議第1号 地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費
国庫補助金）に関する事業評価について

3 報告

報告第1号 コミュニティ交通の運行状況について

4 その他

5 閉会

地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）に関する
事業評価について

国の地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 3 条第 5 項等の規定により、下記のとおり、事業の実施状況の確認及び評価を行う。

記

- 1 対象事業年度 令和 7 年度
- 2 評価対象期間 令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日
- 3 評価書類
 - ・事業評価実施細目様式 … P 2 ・ 3
 - ・事業評価シート（近畿様式） … P 4 ～ 8
- 4 参考資料
 - ・加古川市公共交通網図 … P 9
 - ・地域公共交通プラン（抜粋） … P 10～17
 - ・地域公共交通プラン別紙 … P 18～22
 - ・交付要綱（抜粋） … P 23 ・ 24
- 5 今後の流れ
令和 8 年 1 月 30 日までに、兵庫陸運部に対して上記評価書類を提出する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

令和8年 月 日

協議会名：加古川市地域公共交通会議
 評価対象事業名：陸上交通に係る地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費国庫補助金）

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む）
神姫バス株式会社	「加古川駅～水足～上新田北口」の運行		A 計画どおり事業を適切に実施	A 燃油価格高騰や人材不足等の厳しい経営環境が続く中、国及び県と協調して補助を行い、市民生活に必要な移動手段の確保・維持を行なった。	<ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画見直しの検討を継続。 近接路線再編・統合による需要の集約。 接続するコミュニティバスとの自社ICカード(NicoPa)による乗車券共通化による需要喚起の継続。 加古川市との運賃施策（市内上限運賃制度）の周知による利用促進を実施。 稲美町デマンドタクシー「あいのりいなみ」との連携により相互利用を促進。 JR加古川駅構内及びロータリーのデジタルサイネージで、路線バスの発車時刻等の情報を発信。
神姫バス株式会社	「土山駅～川北口～母里」の運行	コロナ禍後のライフスタイルの変化等の影響により利用者の減少が続くなか、国及び県と協調して補助を行い、市民生活に必要な移動手段の確保・維持を行なった。	A 計画どおり事業を適切に実施	A	<ul style="list-style-type: none"> バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画見直しの検討を継続。 沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。 稲美町デマンドタクシー「あいのりいなみ」との連携により相互利用を促進。
神姫バス株式会社	「上新田北口～天満小学校～土山駅」の運行		A 計画どおり事業を適切に実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続。 バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画見直しの検討を継続。 並走路線を含めた再編による需要の集約を検討。 沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。 稲美町デマンドタクシー「あいのりいなみ」との連携により相互利用を促進。
神姫バス株式会社	「姫路駅前～法華山一乗寺～社」の運行		A 計画どおり事業を適切に実施	A	<ul style="list-style-type: none"> 沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による混乗化の継続。 バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画見直しの検討を継続。 加西市との福祉施策（優待乗車施策）の継続。 沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。 加東市との運賃施策（市内上限運賃制度）の周知による利用促進を実施。 西脇市・加東市内の地域内ライダー交通との連携による需要創出。

事業実施と地域公共交通プランとの関連について

令和8年 月 日

協議会名:	加古川市地域公共交通会議
評価対象事業名:	陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>〈地域内の交通の目指す姿〉 市内の幹線交通としての役割を果たす民営路線バスの維持・確保を図ることで、市民の生活交通手段を存続させる。</p> <p>〈事業実施の目的・必要性〉 乗合バスは、通勤・通学、通院、買物等の市民の日常生活を支える不可欠な公共交通である。市町が連携してバス路線の維持確保を図るため、乗合バスの利用促進に取り組みとともに、地域間幹線系統確保維持国庫補助金等を活用してバス事業者の運行継続を支援する。</p>

加古川市地域公共交通会議（地域間幹線系統の評価）

1. 協議会が目指す地域公共交通の将来像

公共交通の将来像

＜基本方針の概念図＞

【基本方針（関係部分抜粋）】
都市間広域幹線に加え、鉄道駅と交通需要の多い地域を連絡する運行頻度の高い幹線系統を確保する。（幹の交通）

市域内の幹線交通としての役割を果たす民営路線バス（地域間幹線系統）の維持・確保を図ることで、市民の生活交通手段を存続させていく。

公共交通ネットワークのイメージ図

※別添で添付して下さい。

2. 目標設定及びその達成状況の評価に関する事項

民営路線バス（地域間幹線系統）の利用者数 40 万人を維持する。
バス事業者保有のデータ（停留所ごとの乗降調査、系統別輸送実績）により、達成状況の評価を行う。

3. 目標達成に向けた公共交通に関する具体的取組み内容

（1）取組経緯

- ・系統や便数、運行ダイヤの見直し、効率化の検討（事業者）
- ・市内の公共交通に係る路線図・運賃表等の作成及び配布（加古川市）
- ・ホームページ等の多様なツールを活用した情報提供（加古川市・事業者）
- ・公共交通の利用促進イベントの実施（加古川市・事業者）

(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等

補助対象事業

地域公共交通確保維持改善事業				
事業	実施主体	着手・実施期間	種別	事業概要
地域間幹線系統	事業者	R6. 10. 1～ R7. 9. 30	幹	通勤、通学、通院、買物等の住民の日常生活を支える身近な公共交通として重要な役割を果たしている民営路線バスに対して支援

【種別】幹：地域間幹線系統、フ：地域内フィーダー系統、策：計画策定事業、利策：利便増進計画策定事業、利推：利便増進計画推進事業、継策：運送継続計画策定事業、継推：運送継続計画推進事業

その他補助事業			
事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要

非補助事業

事業	実施主体	着手・実施期間	事業概要
公共交通周知	市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	転入者に対して路線図等配布
デジタルサイネージ運用	市	R7. 4. 1～ R8. 3. 31	JR加古川駅にデジタルサイネージ(2台)を設置し、路線バスの発車時刻等の情報を発信

(3) 生産性向上の視点から取り組んだ事業

※「(2) 目標を達成するために行う事業・実施主体・事業概要等」のうち、生産性向上を目指して取り組んだ事業について、その内容を記入して下さい。

※上記以外の事業においても、該当する事業・取組等があれば、その内容を記入して下さい。

事業	取組内容	効果目標
公共交通周知	加古川市への転入者に対して路線図等を配布	利用者数の増加
市内上限運賃	市内の停留所で乗降かつニコパ決済の場合に、上限運賃 200 円を適用	利用者数の増加

4. 具体的取組に対する評価

地域の生活交通ネットワークの存続に向け、国及び県と強調して補助を行い、市民にとって必要不可欠なバス路線の確保・維持に務めた。

利用者数は目標値を上回った。

目標値	実績	備考
利用者数 40 万人 ※ 4 系統	494,366 人 (R7 実績) ※ 4 系統	目標 : R5 並を維持

5. 自己評価から得られた課題と対応方針

課 題	課題への対応方針
<p>自動車中心の交通状況、人口減少、少子化の進行等により、路線バスの利用者数の減少傾向が続いている。また、新型コロナウイルス感染症の発生以降、生活スタイルの変化等により、路線バスの利用者が減少しており、路線バスの確保・維持が課題。</p>	<p>引き続き、路線バスの確保・維持について、国及び県と連携して取り組み、生活交通ネットワークの存続に努める。</p>

加古川市地域公共交通会議（これまでの経緯）

1. 昨年まで（直近）の二次評価の活用・対応状況

昨年まで（直近）の二次評価における事業評価結果	事業評価結果の反映状況（具体的対応内容）	今後の対応方針
該当なし		

2. アピールポイント、特に工夫した点など

【デジタルサイネージの運用】

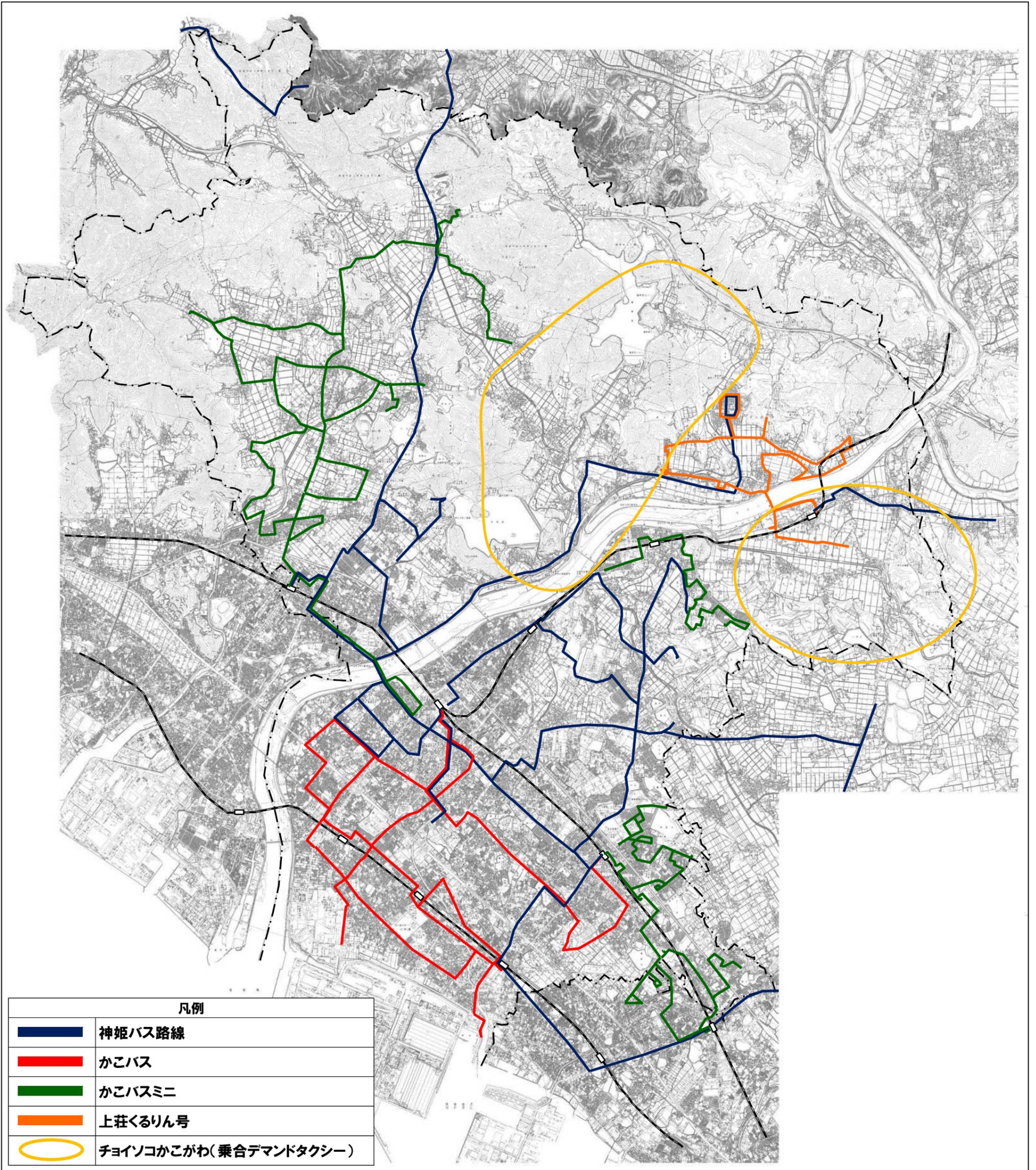
加古川市では、令和7年2月より、JR加古川駅の駅コンコース内と駅南ロータリーの2か所にデジタルサイネージを設置している。

バス発着情報、時刻表、路線図、乗り場案内、バスの乗り方説明や市政情報等を表示し、利用者にとってわかりやすい情報発信に努めた。

※R7 実施のアンケート結果

バス発着情報の 便利さ	時刻表のわかり やすさ	デジタルサイ ネージによるバ スの利用機会	デジタルサイ ネージの満足度
便利 68%	わかりやすい 56%	増えた 20%	満足 60%

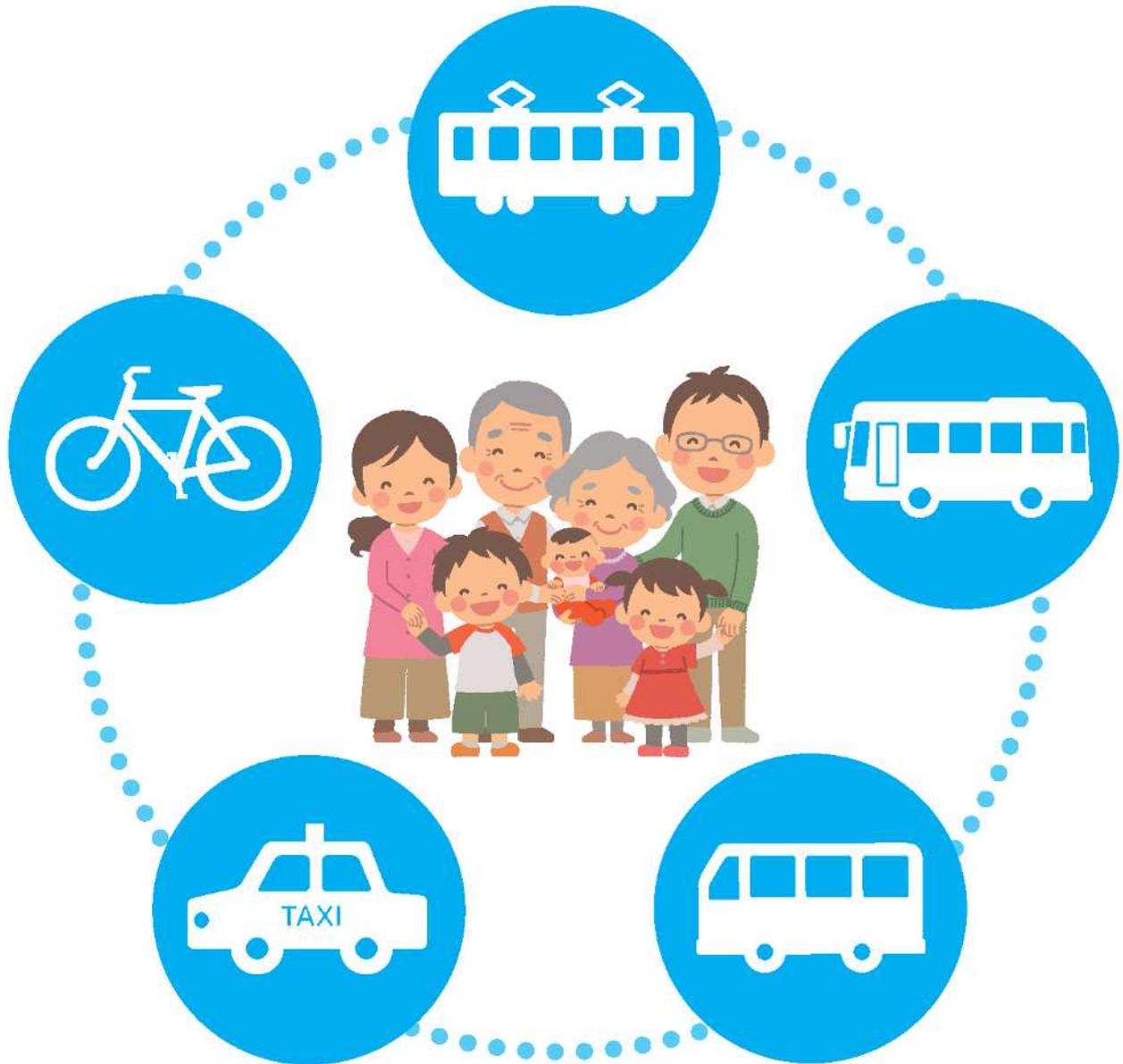
加古川市 公共交通網図(令和7年4月現在)



改定（後）

加古川市地域公共交通プラン

（地域公共交通網形成計画）



平成 29 年 3 月策定
令和 6 年 6 月改定
加古川市

加古川中央部（JR山陽本線北側）

再編路線（案）

【再編方針】

- ・バス停別利用状況から路線の縮小を検討するとともに、幹線の運行本数の増加を図ります。
- ・複数市町にまたがる国庫・県単補助路線については原則維持し、利用促進に努めます。
- ・道路整備状況（平野神野線・中津水足線・新橋梁）にあわせ、新規路線を検討します。

【交通結節点】

- ・加古川駅、東加古川駅
- ・県立加古川医療センター

【既存路線の個別方針（案）】

神姫バス（補：市補助路線）

- ・日岡線（加古川駅北口～神野駅、加古川駅北口～加古川営業所）
1日15往復運行している試験センター前～神野駅前間を休止し、空白となった新神野地区は枝線の導入を進めます。
- ・石守線（加古川駅～新在家～甲南病院）
別府線の再編とあわせ、利用状況等を勘案し見直しを図ります。

- ・医療センター線（加古川駅北口～医療センター）
補 水足線（加古川駅～水足～母里、加古川駅～水足～上新田北口 ※）
原則維持します。

※ 「加古川駅～水足～上新田北口」線

広域連携の役割を担う路線で、市内野口町や稲美町から本市中心市街地であるJR 加古川駅周辺への移動を確保し、中心市街地の活性化に資する路線である。しかし、自治体や交通事業者の運営・経営努力のみでは当該路線の維持・確保が困難なため、国の地域公共交通確保維持事業（幹線補助）や兵庫県の補助制度を活用し、運行を確保・維持する必要がある。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
加古川駅～水足～上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	4条乗合	路線定期運行	神姫バス株式会社	幹線・準幹線補助

数値指標	データ取得方法	現況値(R4年度)	目標値(R8年度)
市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	4,643千円	現状維持
収支率	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	59.9%	現状維持

事業2-1-1③ 加古川北東部（神野町・八幡町）

再編路線（案）

【再編方針】

- ・市単独補助路線の見直しを行い、再編作業を進めます。
- ・三木鉄道代替バスについては、厄神駅と三木市をつなぐ広域路線のため、利用促進の取り組みを進め、収支改善を図ります。
- ・神野駅、厄神駅を結節点とした、幹線から枝線・葉線への転換を図ります。

【交通結節点】

- ・神野駅、厄神駅
- ・県立加古川医療センター

【既存路線の個別方針（案）】

神姫バス（補：市補助路線）

- ・補 稲美町線（土山駅～上新田北口 ※1、土山駅～厄神前、土山駅～母里 ※2）
利用状況から厄神前と野村停留所を廃止します。

※1 「土山駅～上新田北口」線

※2 「土山駅～母里」線

広域連携の役割を担う路線で、市内平岡町東地区（特に加古川バイパス以北）の交通不便地域の解消に不可欠な路線である。

しかし、自治体や交通事業者の運営・経営努力のみでは当該路線の維持・確保が困難なため、国の地域公共交通確保維持事業（幹線補助）活用し、運行を確保・維持する必要がある。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
土山駅～上新田北口	土山駅	天満小学校	上新田北口	4条乗合	路線定期運行	神姫バス株式会社	幹線補助
土山駅～母里	土山駅	川北口	母里	4条乗合	路線定期運行	神姫バス株式会社	幹線補助

系統名	数値指標	データ取得方法	現況値(R4年度)	目標値(R8年度)
土山駅～上新田北口	市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	94千円	現状維持
	収支率	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	88.4%	現状維持
土山駅～母里	市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	212千円	現状維持
	収支率	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	75.2%	現状維持

- ・補 医療センター線（神野駅～医療センター）
廃止を含めた検討を行い、幹線から枝線への転換を検討します。
- ・補 国包線（三木鉄道代替バス）（厄神駅～三木営業所、厄神駅～恵比須駅）
利用状況等を勘案し、三木市と今後のあり方を検討します。

事業2-1-1④

加古川西部・北西部（加古川右岸）

再編路線（案）

【再編方針】

- ・バス停別利用状況から、路線の縮小を検討します。
- ・市単独補助路線の見直し、枝線としての再編作業を進めます。
- ・かこタクシーの幹線としてのあり方を検討します。
- ・将来的には加古川駅北口から新橋梁を利用したルートに再編します。

【交通結節点】

- ・神姫バス：広尾東停留所・大沢口停留所・志方小学校前停留所
- ・かこタクシー：志方市民センター前停留所
- ・JR：神野駅・厄神駅
- ・商業施設等と連携した「バスの駅」の整備

【既存路線の個別方針（案）】

神姫バス（補）：市補助路線

- ・北条線（北条営業所～宝殿駅～高砂）
北条営業所から宝殿駅までの路線に縮小を検討します。
- ・志方線（宝殿駅～細工所北口）
幹線として維持すべき路線であり、今後の運行主体について交通事業者と検討を進めます。
- ・広尾線（加古川駅～広尾東）
短期的に維持し、小畑口～広尾東間について、枝線への転換を検討します。
- ・補 東神吉線（加古川駅～東神吉小学校～ウェルネスパーク）
廃止を含めた検討を行い、幹線から枝線への転換を検討します。

- ・都台線（加古川駅～都台）、補 社線（姫路駅前～法華山一乗寺～社 ※）
原則維持します。

※「姫路駅前～法華山一乗寺～社」線

広域連携の役割を担う路線で、本市北西部と姫路をつなぐ唯一の移動手段となる路線である。

しかし、自治体や交通事業者の運営・経営努力のみでは当該路線の維持・確保が困難なため、国の地域公共交通確保維持事業（幹線補助）や兵庫県補助制度を活用し、運行を確保・維持する必要がある。

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	実施主体	補助事業の活用
姫路駅前～法華山一乗寺～社	姫路駅前	法華山一乗寺	社	4条乗合	路線定期運行	神姫バス株式会社	幹線・準幹線補助

数値指標	データ取得方法	現況値(R4年度)	目標値(R8年度)
市の財政負担額	普通会計決算より毎年整理	1,716千円	現状維持
収支率	事業者報告書、決算報告書等の資料から毎年計測	38.6%	現状維持

かこタクシー

路線を幹線と枝線に分け、再編を進めます。

加古川市地域公共交通プラン

(地域公共交通網形成計画)

発行 平成 29 年 3 月

改定 令和 6 年 6 月

加古川市 都市計画部 交通政策課

〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000

TEL : (079) 427-9732 FAX : (079) 422-8192

令和6年6月
加古川市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

加古川市においては、民営路線バスは主に鉄道駅を中心に運行している。利用者が見込めない路線を減便する等で、収支率は維持しているが、運行が1時間に1本未満の路線もあり、便利にバスを活用できない地域がある。こうした地域からは路線バスの運行頻度や運行時間帯の拡大を求める声があり、地域の要望とニーズを踏まえた再編が必要となっている。

市域内には路線バスのほか乗合タクシー、コミュニティバス、市町村運営有償運送、乗合デマンドタクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、市内の鉄道駅や買い物施設、医療機関等が市民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要な不可欠な交通として機能している。

民営路線バスが、市内の都市拠点間の移動や近隣市町への移動を支える幹線としての役割を果たしている。また、地域内の生活利便施設を結び、幹線に通じるコミュニティバス等が枝線の役割を果たしている。

しかしながら、少子高齢化に伴う人口減少や自家用車の普及に伴い、当市の公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

また、JR山陽本線・加古川線及び山陽電鉄の各駅を中心に半径1km、各バス停を中心に半径500mを公共交通勢圏（徒歩圏）とすると、市民の約9割が公共交通勢圏に居住していることとなるが、鉄道・路線バスがまったく運行していない公共交通空白地域が約1割残っており、住民に不便を強いている状況にある。

このため、国の地域公共交通確保維持事業を活用して、市域内の幹線交通としての役割を果たす民営路線バスの維持・確保を図ることで、市民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

【対象路線】 ※令和7年度（R6.10～R7.9）

- ①土山駅～川北口～母里
- ②上新田北口～天満小学校～土山駅
- ③姫路駅前～法華山一乗寺～社
- ④加古川駅～水足～上新田北口

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

民営路線バス（地域間幹線系統）の利用者数を、令和5年度実績並みの40万人を維持する。

(2) 事業の効果

民営路線バス（地域間幹線系統）を維持することにより、市民の通勤・通学・通院及び買い物等日常生活に必要な不可欠な交通手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・系統や便数、運行ダイヤの見直し、効率化の検討（事業者） ・市内の公共交通に係る路線図・運賃表等の作成及び配布（加古川市） ・ホームページ等の多様なツールを活用した情報提供（加古川市・事業者） ・公共交通の利用促進イベントの実施（加古川市・事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表1を添付。※事務局及び交通事業者で作成予定。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>表2を添付。※事務局及び交通事業者で作成予定。</p> <p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対しての加古川市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額の内、各路線の全キロ程に対する加古川市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
バス事業者保有のデータ（停留所ごとの乗降調査、系統別輸送実績等）による。
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
<p>別紙「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」を添付。 ※事務局及び交通事業者で作成予定。</p>

<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>該当なし。</p>
<p>11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>「土山駅～川北口～母里」路線及び「上新田北口～天満小学校～土山駅」路線を運行するバス車両については、耐用年数 5 年を大幅に上回る年数を経過し、機能劣化が進行し、旅客運送における安全性の確保や燃費性能の低下が懸念され、早急な買い換えが必要となっていた。</p> <p>このため、当該幹線系統を運行する事業者の車両更新を支援することにより、輸送の安全確保を図るとともに、地球に環境にやさしいバス輸送を推進する。</p> <p>また、計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるとともに、子どもから高齢者、障がいのある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。</p>
<p>12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>令和 5 年度は、利用者の安全性確保や快適な利用のため、次のとおり 1 台の車両更新を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神姫バス株式会社：1 台 （「土山駅～川北口～母里」路線及び「上新田北口～天満小学校～土山駅」路線）
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるとともに、子どもから高齢者、障がいのある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。</p>
<p>13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>表 6 及び表 7 を添付。※事務局及び交通事業者で作成予定。</p>
<p>14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>該当なし。</p>

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果
該当なし。
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 6 年 2 月 15 日（R5 年度第 2 回） 「加古川市地域公共交通会議規則の改正について」（報告事項） →加古川市地域公共交通会議が、「道路運送法」に基づく地域公共交通会議としての機能と、地域公共交通計画の実施及び変更に関する事項を協議する「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会としての機能の両方を有することを明確化するため、規則の一部改正を行った。 ・ 令和 6 年 5 月 24 日（R6 年度第 1 回） 「加古川市地域公共交通会議規則の改正について」（報告事項） →国の地域公共交通確保維持事業を活用し、地域間幹線系統に令和 7 年度以降も補助を行うため、6 月中に補助対象路線を地域公共交通計画に位置付けること及び本別紙の内容について協議を行う旨説明を行った。 ・ 令和 6 年 6 月 7 日（R6 年度第 2 回） 「加古川市地域公共交通プラン（地域公共交通網形成計画）の改定について」（議案） →補助対象路線を地域公共交通計画に位置付けること及び本別紙の内容について協議。
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民営路線バス（地域間幹線系統）を含め地域公共交通に関する意見は、市のスマイルメールシステムや窓口での対応等で随時聴取を行っている。 また、町内会との意見交換会や説明会等を行った際にも地域の意見を受けており、可能な限り地域公共交通計画へ反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 兵庫県 加古川市 加古川町北在家 2000 番地
（所 属） 加古川市 都市計画部 都市計画課 交通政策・景観形成係
（氏 名） 関 大志
（電 話） 079-427-9732
（e-mail） tokei@city.kakogawa.lg.jp

- ロ 運送継続計画（活性化法第27条の3の規定により大臣の認定を受けたものに限る。第132条の3及び別表26-2の運送継続計画策定事業に係る補助対象経費の欄を除き、以下同じ。）に基づいて実施される利用促進に係る事業及び当該計画の達成状況等の評価に係る事業
- 十 「地域公共交通バリアフリー化調査事業」とは、次のいずれかに掲げる事業をいう。
 - イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査を行う事業
 - ロ バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査を行う事業
- 十一 「地域公共交通再構築調査事業」とは、鉄道路線の全部又は一部の区間における、持続可能性と利便性の高い地域公共交通への再構築を図るために実施される事業をいう。
- 十二 「共同経営計画策定事業」とは、地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律（令和2年法律第32号）に基づく共同経営計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。
 - 3 協議会、都道府県又は市区町村は、第1項第一号の生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画を含む。）を策定するに当たって、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）第5条の外客来訪促進計画が策定されているときは同計画と整合性のとれたものでなければならない。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
 - 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
 - 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
 - 四 その他地域の生活交通の実情、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者
- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成する都道府県又は市町村が組織する活性化法第6条第1項に規定する協議会(以

下「活性化法法定協議会」という。)にあつては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。

3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。)を策定する協議会にあつては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。

4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通確保維持改善計画の策定に必要な助言等を行う。

5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業(以下「乗合バス事業」という。)を経営する者(以下「乗合バス事業者」という。)であつて、活性化法法定協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた地域公共交通計画に運送予定者として記載されている者又は地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画を作成した活性化法法定協議会とする。

2 国土交通大臣(以下「大臣」という。)は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度(財政法(昭和22年法律第34号)第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。)の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第6条 本節における補助対象事業は、別表1に定める要件に適合する運行系統に係る運行であつて、かつ、別表2に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるも

コミュニティ交通の運行状況 について

かこバスの運行状況

○運行事業者 神姫バス株式会社

○運行開始 東加古川ルート：平成15年10月
 鳩里・尾上ルート：平成18年10月
 浜手ルート：令和 2年11月

○直近の利用者数、運行補助金等について

- ・利用者数については、令和5年度と比較し増加している。
 + 21,886人 (765,461人→787,347人)
- ・運行補助金については、利用者数が増加したことに伴う運賃収入の増等により、令和5年度と比較し減少している。
 ▲ 19,216千円 (218,311千円→199,095千円)

	東加古川ルート					別府ルート				
	R4	R5 ①	R6 ②	増減 (②-①)	R4	R5 ③	R6 ④	増減 (④-③)		
利用者数 (人)	250,496	277,422	283,199	5,777	207,633	221,609	224,383	2,774		
1日当たりの 平均乗車人数 (人)	686	758	774	16	569	605	613	8		
運行経費 (千円)	105,898	103,953	98,657	▲ 5,296	85,430	84,075	79,957	▲ 4,118		
運行収入 (千円)	35,707	39,756	40,441	685	29,596	31,757	32,041	284		
運行補助金 (千円)	70,115	64,127	58,154	▲ 5,973	55,770	52,261	47,866	▲ 4,395		
	鳩里・尾上ルート					浜手ルート				
	R4	R5 ⑤	R6 ⑥	増減 (⑥-⑤)	R4	R5 ⑦	R6 ⑧	増減 (⑧-⑦)		
利用者数 (人)	152,473	168,066	177,557	9,491	86,127	98,364	102,208	3,844		
1日当たりの 平均乗車人数 (人)	418	459	485	26	236	269	279	10		
運行経費 (千円)	79,289	77,863	73,913	▲ 3,950	63,423	62,309	59,175	▲ 3,134		
運行収入 (千円)	21,735	24,085	25,356	1,271	12,278	14,094	14,595	501		
運行補助金 (千円)	57,507	53,734	48,518	▲ 5,216	51,118	48,189	44,557	▲ 3,632		

かこバスミニの運行状況

○運行事業者 加古川市かこバスミニ運営組合

○運行開始 平成17年6月にかこタクシー（現在の志方西ルート）運行開始。

令和6年10月平岡東南ルート運行開始。

○直近の利用者数、運行補助金等について

- ・利用者数については、令和5年度と比較し増加している。+9,802人（54,820人→64,622人）
- ・運行補助金については、令和5年度と比較し増加している。+9,917千円（72,224千円→82,141千円）

	志方西ルート ※R5.1.1.1延伸			志方東ルート			志方中ルート ※R5.1.1.1延伸		
	R5 ①	R6 ②	増減 (②-①)	R5 ③	R6 ④	増減 (④-③)	R5 ⑤	R6 ⑥	増減 (⑥-⑤)
利用者数 (人)	18,962	19,750	788	4,217	5,056	839	12,050	12,020	▲ 30
1日当たりの 平均乗車人数 (人)	65	67	2	17	21	4	50	49	▲ 1
運行経費 (千円)	28,400	31,330	2,930	10,092	10,788	696	16,974	19,026	2,052
運行収入 (千円)	2,981	3,105	124	652	805	153	1,856	1,858	2
運行補助金 (千円)	25,418	28,222	2,804	9,438	9,981	543	15,115	17,165	2,050
	山手ルート			病院ライナー			平岡東ルート		
	R5 ⑦	R6 ⑧	増減 (⑧-⑦)	R5 ⑨	R6 ⑩	増減 (⑩-⑨)	R5 ⑪	R6 ⑫	増減 (⑫-⑪)
利用者数 (人)	6,095	6,485	390	2,710	2,912	202	8,588	9,072	484
1日当たりの 平均乗車人数 (人)	25	27	2	11	12	1	35	37	2
運行経費 (千円)	6,521	6,944	423	5,211	5,493	282	5,472	5,734	262
運行収入 (千円)	988	1,040	52	487	522	35	917	963	46
運行補助金 (千円)	5,530	5,903	373	4,722	4,969	247	4,553	4,769	216
	平岡北ルート ※R6.1.9運行開始			平岡東南ルート ※R6.10.1運行開始					
	R5 ⑬	R6 ⑭	増減 (⑭-⑬)	R5 ⑮	R6 ⑯	増減 (⑯-⑮)			
利用者数 (人/年)	976	5,865	4,889	0	3,462	3,462			
1日当たりの 平均乗車人数 (人)	4	24	20	0	29	29			
運行経費 (千円)	3,229	8,781	5,552	0	3,522	3,522			
運行収入 (千円)	154	902	748	0	265	265			
運行補助金 (千円)	3,073	7,877	4,804	0	3,255	3,255			

チヨイソコかこがわの運行状況

○運営事業者 ネットトヨタ神戸株式会社
 ○運行事業者 (八幡地区) ファイブスタータクシー株式会社 (平荘地区) 別府タクシー株式会社
 ○運行開始 (八幡地区) 令和3年10月 ※実証実験期間：令和3年1月13日～9月30日 (平荘地区) 令和5年12月
 ○運行方式 デマンド型区域運行
 ○運行エリア (八幡地区) 八幡町全域及び神野町、上荘町の一部
 (平荘地区) 平荘町全域及び神野町、八幡町、上荘町、東神吉町、志方町の一部
 ○直近の利用者数、運行補助金等について

- ・利用者数については、令和5年度と比較し増加している。+1,241人 (4,094人→5,335人)
- ・運行補助金については、令和5年度と比較し増加している。+3,883千円 (17,687千円→21,570千円)。

	八幡地区			平荘地区 ※R5.12.1運行開始		
	R5 ⑦	R6 ⑧	増減 (⑧-⑦)	R5 ⑨	R6 ⑩	増減 (⑩-⑨)
利用者数 (人)	3,621	3,568	▲ 53	473	1,767	1,294
1日当たりの 平均乗車人数 (人)	15	15	0	11	12	1
運行経費 (千円)	14,833	14,080	▲ 753	3,821	8,709	4,888
運行収入 (千円)	603	617	14	85	321	236
運行補助金 (千円)	13,952	13,185	▲ 767	3,735	8,385	4,650

上荘くろりん号の運行状況

- 運行事業者 上荘公共交通協議会
- 運行開始月 平成25年3月
- 運行形態 自家用有償旅客運送（道路運送法第78条第2号）
- 直近の利用者数、運行経費等について
 - ・利用者数については、令和5年度と比較し増加している。+501人（1,422人→1,923人）
 - ・運行経費については、令和4年度と比較し増加している。+56千円

	R4	R5 ①	R6 ②	増減 (②-①)
利用者数 (人/年)	1,627	1,422	1,923	501
1日あたりの平均乗車数	6.8	5.9	8.0	2.1
運行経費【委託料等】 (千円)	1,568	1,610	1,666	56
運行収入 (千円)	150	134	193	59